

高知県見守り雇用主認証企業制度要綱

(目的)

第1条 「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、無職少年等の就労支援の取組に「見守り雇用主」として、積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し、広く紹介することにより、企業等の積極的な参加を図るとともに、青少年の健全育成の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において企業とは、県内に拠点を置き、事業活動を行う企業、法人、団体をいう（国及び地方公共団体を除く。）。

(申請)

第3条 第1条の認証を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、「高知県見守り雇用主認証企業申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付し、知事に申請するものとする。

(認証要件)

第4条 知事は、申請者のうち、次の要件を全て満たす企業を「高知県見守り雇用主認証企業」（以下「認証企業」という。）として認証するものとする。

- (1) 高知県見守り雇用主（登録先「高知県地域福祉部児童家庭課」）の登録が完了していること。
- (2) 申請の日から3年以内において、次のアからサに定める無職少年等支援機関・者が支援している無職少年等を、「見守りしごと体験講習」で受け入れた実績等があること。
 - ア 希望が丘学園（児童自立支援施設）
 - イ 中央児童相談所
 - ウ 幡多児童相談所
 - エ 少年サポートセンター
 - オ 各市町村少年補導育成センター
 - カ 高知県内の若者サポートステーション
 - キ 高知県内の保護司
 - ク 各市町村自立相談支援機関
 - ケ 各市福祉事務所及び各福祉保健所
 - コ 高知県内の児童家庭支援センター
 - サ 高知県内の児童養護施設
- (3) 労働基準法等に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。
- (4) 3年以内において、関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(審査)

第5条 知事は、申請書の書類審査を行ったうえで、必要に応じ実地検査を実施するものとする。

(認証)

第6条 知事は、第4条の規定により認証したときは、「高知県見守り雇用主認証企業証書」(様式第2号)を交付するものとする。

2 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とし、引き続き認証を受けようとする企業については、改めて申請するものとする。

3 前項の申請については、第3条を準用する。ただし第4条第2号の要件を除く。

(広報)

第7条 知事は、認証した企業名や取組内容などの認証の概要について、県の広報誌やホームページ等で広く周知を図るものとする。

(変更の届出)

第8条 認証企業は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「高知県見守り雇用主認証企業変更届出書」(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第9条 知事は、認証企業が第4条に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは、第6条第2項の規定に関わらず、当該認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取消した場合は、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、認証企業は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、地域福祉部児童家庭課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。